

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 25 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から同年10月まで

私の母親が、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、昭和45年5月から同年10月までの国民年金保険料は、私の母親が納付したはずであり、未納となっていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親から聞いた国民年金加入手続きや納付状況について、申立人の説明の内容は、i) 昭和45年5月16日に厚生年金保険を資格喪失した際、親の勧めで国民年金に加入したこと、ii) 国民年金保険料については、収入が無いので親が納付してくれたこと、iii) 47年8月から同年11月までの間は、国民年金に加入していないことをはっきり覚えていること、iv) 50年11月に結婚のために家を離れるとき、両親から国民年金手帳は大事なものだから大切に持っているようにと手渡されたこと、v) 51年6月4日にB市役所へ国民年金の加入手続きに行った際、A市役所で発行された国民年金手帳が戻って来ず、新しい国民年金手帳が渡されたこと、など詳細かつ具体的であり、申立人の申立内容は信用性があると判断する。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、任意加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間当時同居していた、申立人の母親及び兄の国民年金記録は、申立期間を含めすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月
私の父親は、私の国民年金保険料をすべて納付していたのに、申立期間の1か月だけが未納になっているのは不自然であり納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から同年11月まで

昭和58年9月から同年11月までの国民年金保険料は、夫婦二人分を納付したはずであり、妻は納付済みとなっているのに自分の記録が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後は厚生年金保険の被保険者期間であり、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っている上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の妻は、国民年金に昭和53年5月に任意加入して以降、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付し、種別変更手続を適正に行っているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所で管理する申立人の特殊台帳により、当初、申立人の資格取得日は昭和57年9月9日と記録されていたが、厚生年金保険と国民年金の加入期間が重複していることが判明したため58年9月21日に資格取得日を訂正したことにより、納付していた保険料を同年11月24日に還付決定と記録されており、申立期間においても、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和41年4月から42年3月までについては未納とされているが、40年10月に退社した際、事務担当者から厚生年金保険から国民年金に替わるので、しっかり加入するよう勧められ、自分でA区役所において加入手続をした。私自身が40年10月から欠かさず3か月ごとに、A区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月に退職した会社の事務担当者から、国民年金に加入することを勧められ、加入手続を行ったと主張しているところ、社会保険事務所の記録でも、同年11月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行ったと認められる上、49年9月までの国民年金の加入期間は申立期間を除きすべて納付済みであるなど、申立人は、申立期間当時、国民年金制度に対する関心及び国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前後は納付済みであることから、申立期間についても同様に保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月

私は、昭和47年7月に会社を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付は母親が町内会の役員をしていたときに保険料の集金を行っていたので、町内会の役員の方が集金に来てくれると教えられ、納付しなければならない保険料を母親に預けておいた。納付書が来ればお金を用意しておいたので忘れたことはないはずである。申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、住所変更手続き及び国民年金と厚生年金保険との切替手続きも適正に行っており、保険料の納付意欲は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年7月に払い出されており、その時点において申立期間については保険料を過年度納付することが可能であり、社会保険事務所では、申立期間当時、過年度納付の対象者に対して、納付書を送付したと考えられると回答していることから、申立人の保険料の納付意欲の高さ、申立人の母親の納付状況及び納付書が送付されれば母親に納付する金額を預けておいたと申述していることを考え併せると、納付が可能な期間については納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

私は昭和45年5月に厚生年金保険の資格を喪失し、妻が同月内にA市役所に行き私の国民年金の再加入の手続を行った。その後は妻が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、申立期間について私だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人が20歳になった昭和38年*月であることが確認できる上、申立人は国民年金保険料を20歳の加入当初から納付しており、国民年金制度に対する意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除き未納は無く、申立期間は11か月と短期間である上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間が納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが納付されていなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から51年3月まで

私は20歳になったときには国民年金に加入しなかったが、昭和51年ごろに母がA市役所で加入手続をしてくれた。このとき、母も一緒に任意加入した。国民年金保険料は両親が納付してくれていたが、54年ごろ、今ならまとめて払えるというはがきが届いたので母に市役所で納付してもらい、お金は自分が出した。申立期間の保険料は一括して納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母がA市役所で申立期間の国民年金保険料を一括して納付してくれたと主張しているところ、その母は、納付時期について自分が50歳のころ（昭和54年前後）と述べており、同時期は第3回目の特例納付実施期間中であり、納付場所についても、A市役所では、同特例納付の実施期間中に、年に数回、社会保険事務所の職員が来て特例納付に関する事務の受付を行っていたことを確認済みであることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立人の母が納付したとする保険料額は、実際に特例納付した場合に必要な保険料額と近似していること、申立人が委託している税理士が提出した昭和55年の確定申告書の控えにより、申立人は、国民健康保険税の課税限度額を控除されていることが確認できることから、54年は相当の収入があったと推認できることを考え併せると、申立人は特例納付期間中である54年に申立期間について特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時の仕事上のアシスタント二人は「申立人の母が手

続をして、申立人の保険料を一括納付したとの話を申立人から何回も聞いた。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年6月まで
② 昭和47年4月から同年6月まで

申立期間①については、A県の実家の母が昭和36年4月から39年1月に私が結婚するまでの期間、国民年金保険料を納付してくれ、その後も自分で保険料を納付し続けていた。平成10年になって、申立期間①は厚生年金保険の脱退手当金支給済期間であるから、保険料を還付するという通知を受け取ったが、長年、国民年金の納付済期間と信じており、還付に納得できないので、還付金は受領しなかった。

また、結婚後は私が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、申立期間②についても納付したはずである。

申立期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、平成10年6月に申立人の厚生年金保険と国民年金の記録を統合するまでは、国民年金の強制加入被保険者期間として記録され、国民年金保険料は納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間①は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間①の保険料は平成10年6月24日に社会保険事務所において還付決定されている（申立人は還付に疑義を持ち、還付手続に応じていないと説明している。）。

しかしながら、申立期間①の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険被保険者でなかったものとみなされる期間であり、申立人が申立期間①の保険料を納付してから還付まで

30年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として、保険料の納付を認めないことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人は、申立期間②及び厚生年金保険加入期間を除いて保険料をすべて納付しており、前納制度も利用するなど、納付意識の高さが認められ、申立期間②が3か月と短期間であることを踏まえると、保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年3月までの期間及び48年4月から同年9月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から39年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私が20歳になったときに、当時住込みで勤務していた事業所の店主が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間①は、まだ給料が安かったため保険料を勤務先が負担し、申立期間②は、給与から天引きされていた。同僚についても同じように給与から天引きで保険料を納付してくれており、私の記録が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人が20歳になった約1年後の昭和39年4月ごろに加入手続が行われたと推認でき、この時点で申立期間①のうち38年4月から39年3月までについては現年度納付が可能であり、38年3月についても過年度納付が可能である。

また、申立人は、元同僚についても勤務先の店主が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれていたと説明しているところ、店主夫婦及び元同僚二人の手帳記号番号は連番となっており、国民年金制度が発足した昭和36年4月から継続して保険料を納付していることから、店主は国民年金制度を良く理解し、納付意識が高かったと認められる。

これらを総合的に判断すると、店主が申立人について、国民年金の加入手続は遅れたものの、申立期間①の保険料を納付したと考えるのが自然である。

申立期間②については、申立人は、申立期間②のうち昭和 48 年 5 月から同年 7 月分の国民年金保険料控除の記載がある給与明細書を所持している上、前後の期間は納付済みであることから、6 か月の短期間を店主が未納にするとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時同居していた母が自分の保険料と一緒に、集金に来ていた納税組合の役員に納めてくれていた。結婚するときに、母から納付書を渡され、以後は自分で保険料を納付し始めた。年金手帳は、結婚後に再発行されたものしか持っていないが、前後の期間が納付済みであるにもかかわらず、申立期間の6か月のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が納税組合の集金により国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、その母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に任意加入し、申立期間を含め60歳になるまでの保険料を完納している。

また、申立人が居住していたA県B郡C町では、町内に納税組合が多数存在し、申立期間当時、申立人が住んでいた地域においても納税組合による保険料の集金を行っていたことを確認済みであり、前後の期間が納付済みであることを踏まえると、一緒に保険料を納付してくれていたとする申立人の母が、自分の保険料を納付しているにもかかわらず、6か月と短期間である申立人の申立期間に係る保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの期間、53年1月から同年6月までの期間及び54年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から50年3月まで
② 昭和53年1月から同年6月まで
③ 昭和54年10月から同年12月まで

私は、申立期間について、A市の区役所又は同市内の郵便局で国民年金保険料を納付したはずで、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入後、申立期間を除いて、平成10年3月まで長期にわたり国民年金保険料を納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替えも適切に行われていることから納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、郵便局で保険料を納付したと主張しているところ、A市では、昭和42年度から郵便局を指定金融機関としていたことを確認済みである。

2 申立期間①は、申立人の改正原戸籍の附票により、申立人は、昭和50年3月1日にB県C郡D町からE県A市F区に転居していることが確認でき、社会保険事務所が保管する特殊台帳の住所変更記録とも符合しており、同時点で申立期間①は現年度納付が可能であり、納付意識の高さを踏まえると納付されたと考えるのが自然である。

3 申立期間②は、社会保険庁のオンライン記録より、その前後の期間の

保険料は現年度納付されていることが確認できる上、6か月と短期間であり、納付意識の高さを踏まえると、納付されたと考えるのが自然である。

- 4 申立期間③は、申立人の改正原戸籍の附票により、申立人は、昭和55年3月10日にA市F区から同市G区に転居したことが確認でき、社会保険事務所が保管する特殊台帳の住所変更記録とも符合しており、同時点で申立期間③は現年度納付が可能である上、申立期間③直後の55年1月から同年3月までの期間の保険料は納付済みであることを踏まえると、同一年度中の申立期間③の保険料は納付されたと考えるのが自然である。

また、申立期間③直後の昭和55年1月から同年3月までの期間は、当初未納とされていたが、A市G区が保管する被保険者名簿により納付記録が確認できたことから、平成21年7月31日付けで納付済みに記録が訂正されており、行政側の記録管理に不備が認められる。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、平成4年12月から5年2月までの標準報酬月額については47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年3月1日まで
私は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が、平成5年3月1日まで、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、平成4年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その処理がされたのは、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年3月26日より後の同年7月7日であり、当該事業所において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、申立人と同様、5年7月7日に、遡及して資格喪失の処理がなされたものが複数認められる。

また、これらの者の中には、厚生年金保険の資格を喪失した後の期間であるにもかかわらず、厚生年金保険料が控除されていたことを、給与明細により確認できた者もいる。

さらに、申立人は、当該事業所の取締役であったことが（平成5年6月30日の退任が同年9月10日に登記済み）、閉鎖登記簿謄本により確認できるものの、当該資格喪失手続に関与していないと主張している上、複数の同僚の供述からも、申立人が当該資格喪失手続に関与していたことを示す事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、5年3月1日であると認められる。

また、平成4年12月から5年2月までの標準報酬月額については、4年11月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、平成4年12月から5年2月までの標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年3月1日まで
私は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が、平成5年3月1日まで、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、平成4年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その処理がされたのは、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年3月26日より後の同年7月7日であり、当該事業所において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、申立人と同様、5年7月7日に、遡及して資格喪失の処理がなされたものが複数認められる。

また、これらの者の中には、厚生年金保険の資格を喪失した後の期間であるにもかかわらず、厚生年金保険料が控除されていたことを、給与明細により確認できた者もいる。

さらに、申立人は、当該事業所の取締役であったことが（平成5年6月30日の退任が同年9月10日に登記済み）、閉鎖登記簿謄本により確認できるものの、当該資格喪失手続に関与していないと主張している上、複数の同僚の供述からも、申立人が当該資格喪失手続に関与していたことを示す事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、5年3月1日であると認められる。

また、平成4年12月から5年2月までの標準報酬月額については、4年11月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から6年11月26日まで
私の平成4年12月から6年10月までの標準報酬月額が引き下げられているが、記録訂正の届出を行った覚えは無いので、正規の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年11月26日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の7年1月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年12月から6年10月までの期間について53万円から11万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当らない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正は、同社がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成6年11月25日から1か月以上後のことであり、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、申立人が代表取締役として当該遡及訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月1日に、資格取得日に係る記録を53年8月28日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を51年12月は24万円、53年8月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和51年12月は履行していないと認められ、53年8月は明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月31日から52年1月1日まで
② 昭和53年8月28日から同年9月1日まで

私は、昭和33年3月22日にA社に入社し、平成14年11月29日まで継続して勤務しており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得出来ないもので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がA社及び同社B支店に継続して勤務し（昭和52年1月1日に同社本店から同社B支店に異動、53年8月28日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については昭和51年11月の社会保険事務所の記録から24万円、申立期間②については53年9月の社会保険事務所の記録から26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和52年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを51年12月31日と誤って記録するこ

とは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②における申立人に係る保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散し、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から6年11月26日まで
私の平成4年12月から6年10月までの標準報酬月額が引き下げられているが、記録訂正の届出を行った覚えは無いので、正規の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年11月26日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の7年1月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年12月から6年10月までの期間について53万円から11万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当らない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正は、同社がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成6年11月25日から1か月以上後のことであり、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年10月31日から同年11月1日まで
私は、A社を昭和61年10月31日に退職したのに、同年10月分の厚生年金保険被保険者期間が1か月間抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された社員カード等により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年10月の給与明細書に記載がある厚生年金保険料控除額により、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の資格喪失日について、事業主が昭和61年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年1月1日）及び資格取得日（昭和38年3月30日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和37年1月から同年9月までは2万円、同年10月から38年2月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月1日から38年3月30日まで

私は、昭和27年から45年5月までA社に勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入が確認できないとの回答であったが、勤務していたのは事実なので加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員であり申立期間において厚生年金保険の被保険者となっている同僚の供述及び申立人から提出された優良永年勤続者としての表彰状等から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚の中に当該事業所において再加入した者はいない上、申立人から提出された昭和38年2月及び3月の給与明細書の「厚生・健康保険」の欄には、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の控除額及び申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和37年1月から同年9月までは2万円、同年10月から38年2月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 1 月から 38 年 2 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成9年4月から同年6月までは32万円に、同年7月から10年2月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年3月14日まで
社会保険庁の記録では、平成9年4月1日から10年3月14日までの厚生年金保険加入期間の標準報酬月額が22万円となっているが、私が当時受け取っていた月給は40万円から50万円くらいであったと記憶しているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年3月31日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約5か月後の同年9月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が9年4月から同年6月までの期間については32万円から、同年7月から10年2月までの期間については47万円から、それぞれ22万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員でないことが確認できる上、申立人は、質問応答書において「当時、B支社に勤務していた。厚生年金保険の手続は本社で行っていた。」と回答しており、元取締役が当該事業所は「創業者である代表取締役が経営実権を握っていた。」と証言していることを考え併せると、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年4月から同年6月までは32万円、同年7月から10年2月までは47万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年11月30日まで

社会保険庁の記録では、私の平成2年4月から3年10月までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されているところ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成3年11月30日）より後の4年4月7日に9万8,000円に遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所においては、申立人と同日に標準報酬月額の遡及訂正処理がなされている者がほかに二人（いずれも従業員）確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所における資格喪失時において取締役であったが、元事業主は「申立人は営業担当で、経理事務や経営には関与していなかった。」と説明している。

加えて、元事業主は、申立期間当時の厚生年金保険料の納付状況について「経営状態が悪くなり未納があったかもしれない。」と説明している上、従業員から「申立期間当時は、給与の遅配や未払いがあった。」との供述があることから、申立期間当時、当該事業所では厚生年金保険料の滞納があったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、

53 万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月20日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和36年4月から同年8月までの標準報酬月額は、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 20 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 31 日から 46 年 9 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、私のA事業所での資格喪失日が昭和 36 年 4 月 20 日となっているが、実際には次の事業所に勤務する直前の同年 10 月 31 日まで同社に勤務していた。

また、B事業所の資格喪失日が昭和 43 年 8 月 31 日となっているが、実際には 46 年 8 月末ごろまで勤務していたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所は、昭和 36 年 9 月 1 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿により、処理日は不明であるものの、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が適用事業所でなくなった日と同日の 36 年 9 月 1 日から同年 4 月 20 日に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の被保険者名簿において、被保険者 42 人のうち 35 人（申立人を含む）が資格喪失日を遡及訂正されており、このうち申立人と同じく資格喪失日を昭和 36 年 9 月 1 日から同年 4 月 20 日に遡及訂正された者が 21 人（申立人を含む）いることが確認でき、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、資格喪失日の訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の当該事業所における資格喪失日は、訂正前の当

初の記録のとおり昭和 36 年 9 月 1 日であると認められる。

また、申立期間①のうち昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の当該期間に係る記録から、8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 36 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までについては、社会保険事務所の記録により、当該事業所は適用事業所でなくなっており、ほかに当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、B 事業所に昭和 43 年 5 月 1 日から同社が倒産する 46 年 8 月 31 日ごろまで継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録により、当該事業所は、申立人の資格喪失日と同日の 43 年 8 月 31 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、元事業主は、当該事業所の倒産の時期及び申立人がいつまで勤務していたかについては不明としており、申立人が当該事業所の元同僚として名前を挙げた二人のうち一人は他界し、一人は連絡が取れないことから、申立人の勤務実態についての証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和41年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から42年1月1日まで

私は、昭和41年1月1日にA社で、厚生年金保険の被保険者資格を取得した。厚生年金保険被保険者証の初めて資格を取得した年月日は同日となっているし、同年1月以降の国民年金保険料も還付されたのに、厚生年金保険の資格取得日が42年1月1日となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、初めて資格を取得した日が昭和41年1月1日と記載され、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の資格取得年月日が同日となっていることとも符合することから、申立人がA社において41年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間を含め、継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間について厚生年金保険に加入したことに伴い、国民年金保険料の還付を受けていると申し立てしているところ、申立人が所持する国民年金手帳により、昭和41年1月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間を含む同年4月から42年9月までの国民年金保険料の還付を受けた記録が確認できる(41年1月から3月までは国民年金手帳が別であり、還付の記録は確認できない。)

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の被保険者原票において、資格取得年月日が昭和41年1月1日と記載されている一方、資格取得時決定の資格取得日については同日から42年1月1日に訂正されていることが確認できる。しかしながら、同訂正記録が正しいとした場合、申立人の厚生年金保険被保険者証を回収して資格取得年月日を変更する必要があるが、これが訂正されておらず、社会保険事務所における記録管理に不自然

さが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 41 年 1 月 1 日に A 社における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者原票の昭和 42 年 1 月 1 日の資格取得時の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年9月は59万円、同年10月から9年9月までは56万円、同年10月及び同年11月は47万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、上記期間のうち、平成9年10月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から9年12月23日まで

私は、平成8年9月1日から9年12月23日までA社で厚生年金保険に加入しており、その間の標準報酬月額が知らないうちに下げられていた。社会保険事務所の記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年12月23日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の10年1月19日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、8年9月は59万円から、同年10月から9年9月までの期間については56万円から、同年10月及び同年11月は47万円から、それぞれ9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、雇用保険に加入し、複数の元同僚が「申立人は、役員とは名ばかりで、B（職種）担当として現場で作業し、社会保険事務を含めた

経理及び会社経営には関わっていない。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の変及訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年9月は59万円、同年10月から9年9月までは56万円、同年11月は47万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年10月1日から同年11月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書の写しの記載により、当該事業所は当月控除であったことが推認できるところ、同給与明細書の写しにより、申立人は、9年10月分の給与から56万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人の平成9年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係る算定基礎届及び10年1月の標準報酬月額の変及訂正に係る届出のいずれの機会においても、社会保険事務所が誤った標準報酬月額を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額（56万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年7月31日まで
私の平成9年1月から同年6月までの標準報酬月額の記録が、実際の給与とは異なっている。当時の月給は、20万円ぐらいだったので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年7月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年9月1日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が同年1月から同年6月までの期間について20万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員が「申立人は、主にB（職種）をしており、社会保険事務所への届出及び経理は社長が行っていたと思う。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B所（現在は、同社C支社）における資格取得日は、昭和51年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険庁の記録によれば、私のA社における厚生年金保険の被保険者期間について、昭和51年10月1日から同年11月1日までの期間が欠落している。同一企業内における転勤なので、空白期間があるのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録、事業主から提出された経歴書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務（昭和51年10月1日に同社本社から同社B所に異動）していたことが認められる。

また、D企業年金基金が保管する昭和51年11月11日受付印のある厚生年金基金加入員資格取得届により、申立人の同社B所における加入員資格取得日は51年10月1日と届け出られていることが確認できるところ、同基金は、当該届書は社会保険事務所に提出する資格取得届と複写式になっていると回答しており、同基金に提出された届書と同一のものが社会保険事務所に提出されたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年10月1日にA社B所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所にに行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から9年7月まで

私は、それまで勤務していた会社が廃業したため、平成7年9月29日に国民年金に加入してからは、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年9月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、その妻が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、当時は基礎年金番号制度導入（9年1月1日）以前であり、国民年金への加入手続を行っていれば、国民年金手帳記号番号が払い出されているはずであるが、申立人の所持する年金手帳にその記載は無く、手帳記号番号が払い出されたことがわせない事情も見当たらない。

また、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとする申立人の妻は、加入手続の状況についての記憶が曖昧である上、申立人は加入及び納付に直接関与しておらず、国民年金の加入及び納付の実態が不明である。

さらに、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書の写等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から59年3月まで

昭和58年8月、私はA社から子会社のB社に転籍し、B社が厚生年金保険の新規適用事業所になるまでの間、親会社のA社が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、勤務していたB社（以下「子会社」という。）の親会社のA社（以下「親会社」という。）が、転籍者である申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、親会社の事業主等は、子会社への転籍者について国民年金の加入手続及び保険料を納付していたことは無いと証言している。

さらに、昭和58年8月1日に親会社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、子会社が厚生年金保険の新規適用事業所となった59年4月2日に同社で資格取得している者は、申立人を含め3人いるが、いずれも申立期間は国民年金に未加入の期間又は保険料の未納期間となっている。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月から59年4月まで

私は、昭和57年10月に結婚したときに、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、市役所から納付書が郵送され、金融機関で納付した。その後、何度か住所を変えたので、領収書や資料は無いが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和59年5月8日に国民年金に任意加入し、B社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により同年6月11日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立期間において申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから申立人は任意加入者であり、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日の記録と社会保険庁の記録上の資格取得日は一致しており、不自然さは認められない。

さらに、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続き及び保険料の納付についての具体的な記憶が無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1612 (事案 497 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から49年7月まで

私は、昭和44年8月から49年7月までの国民年金保険料を、特例納付により一括納付したのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、市の保管する被保険者名簿から申立人が昭和49年8月28日に任意加入していることが確認できる上、保険料を市の集金人に手渡したとする申述も、当時の特例納付の方法とは異なるものであることから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月27日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、その夫が自営業者で国民年金に加入していたことから、自分も本来強制加入のはずであり、申立期間の保険料を一括して特例納付できたと主張するが、申立人の国民年金保険料収納記録が訂正されたのは平成20年11月4日であり、それ以前の納付記録では、昭和49年8月28日に任意加入し、申立期間が未加入期間とされていたことが確認されることから、当時保険料をさかのぼって納付することはできないため、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1613

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から56年6月まで

私が20歳になったころ、勤めていた会社の社長夫人から国民年金に加入したと聞いた覚えがあり、昭和56年7月からの国民年金保険料は誰が加入手続をし、誰が納付していたか定かでないのに納付済みとなっていることから、申立期間の保険料も誰かが納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和58年1月であることから、申立期間の大半である55年9月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したと申立人が主張する社長夫人は既に他界しており当時の証言は得ることができない上、申立人は申立期間後の保険料が納付済みとなっている期間についても保険料の納付に関与していないと申述しており、保険料の納付状況が一切不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月から48年3月まで

私は、昭和47年8月に会社を退職後、すぐにA市役所に行き厚生年金保険から国民年金に切替え、任意加入手続を行い、黄色の国民年金手帳を受け取った。申立期間の国民年金保険料については、3か月分として1,650円を2回ほど支払った。スタンプ印が捺されたその当時の国民年金手帳は無い。48年4月からは、郵便口座振替の支払い方法に切り替えた。保険料を納付したのに未加入、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和48年2月7日以降に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入者の取得日から申立人の任意加入資格取得日は、48年4月19日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和48年4月以降郵便口座振替により保険料を納付していたと申述しているが、A市では郵便口座振替による保険料納付は平成14年度から取り扱われており、申立内容に矛盾がみられる。

さらに、申立期間直後（昭和48年4月から同年12月までの期間）の国民年金法定保険料は申立期間当時の法定保険料と同額であり、A市の48年度における国民年金の納付方式は、印紙検認方式であったことが確認できることから、申立人が3か月分の保険料として1,650円を2回ほど支払い、国民年金手帳にスタンプ印が捺されたとの申立内容は、48年4月以降の納付状況についての記憶と考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月から平成2年6月まで

私は昭和57年10月に厚生年金保険の資格を喪失したので国民年金に変更すべく、A市役所で加入手続をし、妻が私と妻との二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の57年10月から平成2年6月までの保険料を納付していたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿、年金記録及び年金手帳から平成5年4月であることが確認でき、申立人から提出された年金手帳によると同年4月に第1号被保険者として資格取得していることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することはできず、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果においても別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料について申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人及びその妻は、納付時期及び納付金額についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から53年3月まで

私は、16歳のときから働き結婚直前の昭和46年9月までは厚生年金保険に加入していたが、同年10月の結婚後は、夫ともども国民年金には加入していなかった。その後、新聞やテレビ等で未納期間があると継続して年金がもらえなくなることを聞き、不安を感じて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付した。納付した保険料は、夫婦二人合わせて17万円から18万円くらいと記憶しており、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は、昭和55年6月ごろに加入手続をしたものと推認でき、同月は、第3回目の特例納付の実施期間中であることから、申立期間の特例納付をすることは可能である。

しかし、申立人が特例納付したと主張する国民年金保険料17万円から18万円くらいは、申立期間について第3回目の特例納付により納付した場合に必要な金額とは大きく異なる上、社会保険事務所が保管する特殊台帳により、申立人は、昭和55年6月の加入直後に53年4月から55年3月までの保険料を過年度納付したことが確認でき、当該過年度納付に必要な額は夫婦二人で約11万円であること、昭和55年度の保険料が夫婦二人で約9万円であることを考え合わせると、申立人が納付したと主張する保険料は当該過年度納付及び現年度納付保険料と考えるのが自然である。

また、申立人と一緒に保険料を納付したとする元夫は、申立期間を含め昭和46年7月から54年3月まで未納である上、申立期間の保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から7年10月1日まで
私の平成6年5月から7年9月までの標準報酬月額が、知らないうちに下がっている。社会保険事務所へ標準報酬月額の訂正届を出した記憶は無いので、引き下げられた標準報酬月額を正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌日の同年12月1日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年5月から同年10月までの期間については53万円から、同年11月から7年9月までの期間については59万円から、それぞれ12万6,000円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書において、社会保険料の滞納があったことを認めている上、社会保険関係の手続を担当していた元取締役は、「社会保険事務所からの呼び出しに対し、代表取締役である申立人から代わりに行ってくれるよう依頼された。社会保険から脱退するよう勧告され、滞納保険料については標準報酬月額を下げることで相殺できるとのことなので、標準報酬月額の訂正届を提出した。このことは申立人にも間違いなく伝えた。」旨を供述しており、代表取締役である申立人が当該遡及訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から11年1月29日まで
社会保険庁の記録では、平成8年2月から10年12月までの私の標準報酬月額が9万2,000円になっているが、当時の給与は150万円くらいあり、納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成11年1月29日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、同日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が8年2月から10年12月までの期間について59万円から9万2,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票の事蹟の記録により、申立人は、滞納保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる上、当該事業所の滞納保険料は約562万円であったことが確認でき、申立人の標準報酬月額の訂正による保険料の差額とほぼ一致する。

さらに、申立人は、社会保険事務所による質問応答書において、遡及訂正に係る届出は「事業主（申立人）」が行ったと回答している上、会社の代表者印は自分で管理していたと供述しているところ、社会保険事務所では「標準報酬月額の遡及訂正処理を行う場合、会社の代表者印の押された届書が必要である。」と供述していることを考え併せると、代表取締役である申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しなが

ら当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 30 日まで

私は、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、退職したときに脱退手当金の請求はしたものの、社会保険事務所に受け取りに行ったときに窓口の担当者から、脱退手当金を受け取るよりも年金で受け取ったほうが得ですよと言われたので、脱退手当金は受け取らずに帰った。そのとき、窓口の担当者が厚生年金保険被保険者証に記載されている「脱」の押印に×印をつけ、そのまま大切に持っているよう言われ、そのとおりに保管しているのに、この期間について脱退手当金が支給されていることになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社 B 支店の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和 41 年 1 月に婚姻し入籍するまでの期間は、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1061

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 16 年 8 月 10 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、
A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 16 年 8 月 10 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、同年 8 月 13 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、11 年 4 月から同年 9 月までの期間については 59 万円が 9 万 8,000 円に、同年 10 月から 16 年 7 月までの期間については 20 万円が 9 万 8,000 円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の履歴事項全部証明書により、代表取締役であったことが確認できる上、もう一人の代表取締役が「私が厚生年金保険の標準報酬月額の遡及訂正の手続を行うとともに、申立人にもその旨を説明し、同意も得ている。」と述べており、申立人も「遡及訂正に関する説明を受け、同意した。」と述べている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の遡及訂正に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年ごろから39年7月1日まで

私は、昭和44年7月末日まで、A区のB社に勤務していたが、28年ごろから39年6月までの期間は、当該事業所又は関連会社のC事業所かD事業所に勤務していたと思うので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA区にあったB社又は関連会社のC事業所かD事業所に勤務していたと主張するが、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年7月1日であり、申立期間当時は、適用事業所とはなっておらず、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の資格取得日も39年7月1日と記載されていることが確認できる。

また、申立人が関連会社として記憶しているC事業所及びD事業所は、A区に所在する厚生年金保険の適用事業所としては確認できない上、同区を管轄するE法務局F出張所は、管内では商業登記は見当たらないと回答しており、両事業所の所在が確認できない。

さらに、隣接するG区においてH社が昭和23年12月1日から33年5月1日まで厚生年金保険の適用事業所となっていたが、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、申立期間において健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、社会保険庁の記録から、申立人は昭和36年4月から39年6月まで国民年金保険料の申請免除期間として国民年金に加入していたことが確認できる上、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年ごろから35年7月ごろまで
私は、申立期間中、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間の一部において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険適用事業所として確認できない上、昭和34年以降についてはC共済組合に加盟しているところ、C共済では、申立人に係る組合員資格取得の届書は提出されていないと回答している。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた上記同僚以外の二人については、C共済の組合員であった記録は確認できず、同事業所では、雇用者全員をC共済の組合員としていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立期間において厚生年金保険料又は共済掛金が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から11年7月10日まで
私の申立期間の標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられている。社会保険事務所に標準報酬月額の訂正届を出した覚えは無いので、正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成11年7月10日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その16日後の同年7月26日付けで、申立人の10年11月から11年6月までの標準報酬月額の記録が50万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、その父親とともに共同代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納は無く、経理及び社会保険事務は前社長である父が行っており、標準報酬月額の減額には関与していない。」と主張しているが、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印が押印された届書の提出が必要である。」と回答していることを踏まえると、共同代表取締役であり、もう一人の共同代表取締役の息子である申立人が当該遡及訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。